

山梨県公報

第千四百四十三号

平成十六年

一月十五日

木曜日

目次

告示

- 土地収用事業の認定……………七
- 県代行市町村道改築工事の開始……………八
- 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議(二件)……………八
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………九

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(四件)……………九
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………〇
- 山梨東部地域森林計画の決定……………〇
- 富士川上流地域森林計画の変更……………一
- 富士川中流地域森林計画の変更……………一
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件)……………一
- 土地区画整理組合の設立認可……………二
- 屋外広告物講習会の開催について……………二
- 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………三
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三
- 落札者等の決定について……………四
- 公安委員会……………四
- 遊技機の型式の検定……………四
- 正誤……………四
- 平成十五年九月二十九日付け第千四百十九号中……………五
- 平成十五年十一月十一日付け号外第六十七号中……………五

告示

山梨県告示第四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十六年一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

中富町

二 事業の種類

中富町農村ふれあい広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 南巨摩郡中富町大字手打沢字京当地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

中富町農村ふれあい広場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十三条第十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については平成十五年度に土地開発基金により、工事費等については平成十六年度に一般会計により財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本事業は、ゲートボール等の軽スポーツが行えるふれあい広場及び芝生広場等を備えた公園を整備する事業であり、地域住民の憩いの場及びふれあいの場としての利用が見込まれ、住民の生活環境の向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十号第四号要件
 本事業は、地域住民の生活環境向上のため施行されるものであり、住民から公園設置の要望が出されていることなど、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十号第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十号各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十号の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 中富町産業建設課

山梨県告示第五号

山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）第四条第二項の規定により、次のとおり市町村に代わって県が市町村道の改築を行う。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

路線名	区間	新旧の別	工事の種類	開始年月日
奥山線	南巨摩郡南部町大字富士字南又一八〇三五番の三地先から同町大字富士字南又一八〇二五番の一地先まで	旧	改良	平成十六年一月十五日
	南巨摩郡南部町大字富士字南又一八〇三五番の三地先から同町大字富士字南又一八〇二二番の二地先まで	新		

山梨県告示第六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路

との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。
 平成十六年一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 堀川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡八代町大字北字芝草五百七十九番三地先から東八代郡八代町大字北字大橋六百三十八番一地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 八代町長 古屋貞次
- 2 住所 東八代郡八代町南九百十七番地

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る）、改築、維持又は修繕
- 2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

- 六 管理の期間 平成十六年一月十五日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。
 平成十六年一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 堀川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡八代町大字北字下小下千八百三十三番一地先から東八代郡八代町大字北字下小下千八百八番一地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 八代町長 古屋貞次
- 2 住所 東八代郡八代町南九百十七番地

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら

道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十六年一月十五日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 道路の位置
東八代郡石和町広瀬字前田一〇二番四
- 道路の幅員
最大四・〇九メートル 最小四・〇五メートル
- 道路の延長
三四・五一メートル

山梨県告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 道路の位置
南アルプス市徳永字坂上一八五六番二
- 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 道路の延長
三四・四四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 申請のあった年月日 平成十五年十二月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 曼茶羅 祈り写仏の会
 - 代表者の氏名 安達原秀子
 - 主たる事務所の所在地 北巨摩郡高根町村山東割二三五八番地五
 - 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の人々に対して、日本の伝統文化である曼茶羅（仏画）を、写仏（描き・復元）できる伝統的手法を指導・普及し、且つ復元された曼茶羅（仏画）を、いつでも自由に鑑賞できる展示の場を提供することにより、古くから日本人の生き方や美意識に深くかかわってきた仏教美術の奥深さなどを見直し、日本人が見失いかけている豊かで平和な共生社会の再発見の一助として、また復元された曼茶羅（仏画）を継承・保存、その他文化・芸術の普及に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成十五年十二月二十五日から平成十六年二月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 申請のあった年月日 平成十五年十二月二十六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 CCCMまちづくり
 - 代表者の氏名 花岡利幸
 - 主たる事務所の所在地 甲府市相生一丁目六番六号

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県を中心とする日本内外の地域住民に対して、地域振興及びまちづくりに関心と参加の意思を有するさまざまな分野、立場の者が協同し、交通計画、地域・都市計画、観光計画等が能動的に学習できる場をつくと共に、広汎かつ多角的な視点にたつて、地域振興及びまちづくりに関する調査・研究、企画・立案、マネジメント、各方面に対する提言・支援等の事業を行うことにより、専門能力を備えた人材の育成と、豊かで魅力的な都市・地域空間の創造に貢献し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年十二月二十六日から平成十六年二月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 親子の心Q&A

2 代表者の氏名 淡路実春

3 主たる事務所の所在地 甲府市相生一丁目十八番一号

4 定款に記載された目的

この法人は、社会一般の親子に対して、人生の答えは生活の中にあることを基本に、親子の愛情あふれる関係に基づく親子のマナーレッスン・カウンセリング協力事業・講演会のための講師派遣事業に関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年十二月二十六日から平成十六年二月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 みのお 小さき花、子ども園

2 代表者の氏名 岩本伊津美

3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡身延町角打千二百四十五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域密着型の幼児教育に関する事業及び家庭支援の一環として消費者の保護に関する事業、並びに、まちづくりの推進を図る事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年十二月二十六日から平成十六年二月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 牧丘芸術の丘

2 代表者の氏名 萩原保正

3 主たる事務所の所在地 東山梨郡牧丘町倉科七千九百九十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、芸術家及び観光事業者、農家に対し、学術、文化、芸術の振興、まちづくりの推進と経済活動の活性化に関する事業を行い学術文化、芸術の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年十二月二十五日から平成十六年十月二十五日まで

● 山梨東部地域森林計画の決定

森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百

四十九号)第五条の規定により、平成十六年四月一日を始期とする山梨東部地域森林計画を縦覧に供した案のとおり決定した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条の規定により、富士川上流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条の規定により、富士川中流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十二月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社チコシステム

2 主たる営業所の所在地 甲府市西高橋町二百七十六番地二

3 代表者の氏名 破産管財人弁護士石川善一

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第八〇八八号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十二月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社市川塗装店

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町青柳町六百五十九番地一

3 代表者の氏名 市川常晴

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五五〇号

四 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十二月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 樋川建築工業所

2 主たる営業所の所在地 塩山市下於曾六百五番地

3 代表者の氏名 樋川宏

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第一六五六号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ウチダ緑化建設
 - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡勝沼町菱山千八百三十二番地
 - 3 代表者の氏名 内田時真
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第五五三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年十二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 坂本設備
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡白州町白須二百五十七番地
 - 3 代表者の氏名 坂本芳久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第八一九二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年十一月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称 富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成十五年度から平成十九年度まで
- 三 施行地区 富士吉田市小見見字先土久保、字中丸、字愛知宿、字上中丸及び字滝澤の各一部
- 四 事務所所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所都市整備課内
- 五 設立認可の年月日 平成十六年一月八日
- 六 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 富士吉田市役所掲示板に掲示する。

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第十九条の規定による講習会を開催する。

平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催日時
 - 一日目 平成十六年三月一日午前九時二十分
 - 二日目 平成十六年三月二日午前九時二十分
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四階四〇三会議室
- 三 科目
 - 1 屋外広告物の法令
 - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - 3 屋外広告物の施行に関する事項
 - 四 受講手数料
 - 一 科目につき千円（受講申込書に二科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
 - 二 受講手数料は、申し込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成十六年二月六日(金)から同月二十日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県土木部建築指導課(電話〇五五 二二三 一七三四)

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町島上条字村続四四三の一、四四三の二、四四三の四及び四四三の五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目十四番四号 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

都留市田原三丁目一六六九の三及び一六六九の九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

都留市上谷一丁目一番一号 都留市長 小林義光

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦
一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町西八幡字梅ノ木六八〇の一、六八〇の七、六八〇の八、六八〇の九、六八二の一、六八二の三、六八二の四、六八二の五、六八二の六、六八二の七、六八二の八、六八二の九、六八二の一〇、六八二の一及び六八二の二

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域

道路 道の種類、位置及び区域

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町富竹新田三百九十九番地三 有限会社協栄ホーム 代表取締役 篠原勉

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町船津字中恋路二〇一四の二、二〇一四の五、二〇一四の六、二〇一四の七、二〇一四の八、二〇一四の三、二〇一四の二、二〇一四の三、二〇一四の二四、二〇一四の二五、二〇一四の二及び二〇一四五

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域

道路 道の種類、位置及び区域

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡富士河口湖町船津二千四十五番地 山田隆臣

● 落札者等の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十六年一月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
 警察移動通信システム無線機 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号
 - 三 落札者を決定した日
 平成十五年十二月三日
 - 四 落札者の氏名及び住所
 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目二番三号
 - 五 落札金額
 六千三百八十七万二千九百七十円
 - 六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 - 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号による公告を行った日
 平成十五年十月二十三日

公安委員会

● 遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。
 なお、検定の有効期間は、平成十九年一月十四日までとする。
 平成十六年一月十五日

山梨県公安委員会
 委員長 鶴 田 美 枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要	
		型式名	製造又は輸入業者名
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRワイ ワイピン ゴースト	サミー株式会社
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRワイ ワイピン ゴースト	サミー株式会社
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR大工 の源さん M5Z	株式会社三洋物産
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR大工 の源さん L7Z	株式会社三洋物産
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR大工 の源さん M6Z	株式会社三洋物産

三〇〇八七一

三〇〇八五一

三〇〇八四四

三〇〇八九八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番